
若葉の丘デイサービスセンター
利用契約書
重要事項説明書
個人情報利用同意書

住宅型有料老人ホーム リブイン若葉(内)

指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業
第1号事業、通所介護相当サービス事業所

株式会社 太寿

利用契約書

様(以下、「利用者」といいます。)と株式会社太寿が設置する、指定通所介護及び通所介護相当サービス事業所「若葉の丘デイサービスセンター」(以下、「事業者」といいます。)とは、通所介護及び通所介護相当サービス(以下、「サービス」といいます。)に関して次のとおり契約を結びます。

第1条 (目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようサービスを提供します。

- 2 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は、契約締結日から利用者の要支援認定又は要介護認定有効期間の満了日までとします。

- 2 前項の契約期間満了日の7日前までに利用者から契約終了の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて自動更新されるものとし、
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

第3条 (通所介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って通所介護計画を作成します。事業者は、この通所介護計画の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 (サービスの提供場所・内容)

サービスの提供場所は千葉市若葉区です。所在地及び設備の概要は、重要事項説明書のとおりです。

- 2 事業者は、第3条で定めた通所介護計画に沿ってサービスを提供します。事業者はサービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条 (サービスの実施の記録)

事業者は、サービスの実施ごとに、サービスの内容等を記録票に記入し、その控えを利用者に交付します。

- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する第2項のサービス

提供記録を閲覧できます。

- 4 利用者は、利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物交付を受けることができます。

第6条（料金）

利用者は、サービスの対価として、重要事項説明書に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の料金合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金合計額の請求書を受領した後、翌々月5日に口座振替にて支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条（サービスの中止）

事業者は、利用者の体調不良等の理由によりサービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第8条（料金の変更）

事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、7日の予告期間を置いて文書で通知する事により、この契約を解約する事ができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約する事ができます。

①利用者の病変、急な入院等でやむを得ない事情がある場合

②事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

③事業者が守秘義務に反した場合

④事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

⑤事業者が第15条に反した場合

- 3 事業者は、以下の場合、利用者に対して、30日の予告期間を置いて理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約する事ができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合

② 利用者の行動が、他の利用者又は事業者の役職員の生命・身体・健康・財産(事業者の財産を含む)に危害を及ぼし、ないしは、その危害の切迫したおそれがあり、

かつ通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき

- ③ 利用者又はその家族等による、事業者の役職員や他の利用者等に対するハラスメントにより、事業者と利用者との信頼関係が著しく害されサービスの継続に支障が及んだとき
 - ④ サービスの実施に際し、利用者又はその家族等が、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、サービスを継続しがたい事情を生じさせた場合
 - ⑤ その他、利用者又はその家族等が事業者の役職員や他の利用者に対して背信行為を行った場合
 - ⑥ 利用者またはその家族が第 15 条に反した場合
- 4 事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第 10 条 (秘密保持)

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、サービスを実施するため、必要最小限の範囲内において、利用者及びその家族の同意を得た上で、その個人情報を使用できるものとします。この場合において、事業者は、関係者以外には、決して個人情報が漏れることのないよう細心の注意を払うとともに、個人情報を提供した会議、相手方、内容などについての記録を保存します。

第 11 条 (賠償責任)

- 1 事業者は、サービスの提供における事故発生時の対応、及び事故防止のために諸種の取り組みを行います。
- 2 事業者は、事故が発生し、利用者の生命・身体・健康・財産に損害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、以下の通り 対応します。
- ① 直ちに必要な措置を講じる
 - ② 速やかに利用者の家族及び地方自治体の関係部署に連絡・報告を行う
- 3 事業者は、前項の事故により損害が発生し、それが事業者の責めに帰すべき事由による場合には、速やかに利用者に対して損害の賠償を行います。ただし、利用者やその家族側に故意又は過失がある場合には、損害賠償額を減ずることがあります。
- 4 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

第 12 条 (緊急時の対応)

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合

その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（連携）

事業者は、サービスの提供にあたり、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び他の居宅サービス事業所並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 第9条第3項に基づいて解約通知をする場合は、事前に介護支援専門員に連絡します。

第14条（苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（反社会的勢力の排除の確認）

事業者と、利用者とは、それぞれの相手方に対し、次の事項を確約します。

- 1 自らが暴力団・暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと
- 2 自らの役員(業務を執行する社員・取締役又はこれらに準ずる者をいいます。)又はその家族が反社会的勢力ではないこと
- 3 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ③ サービス提供の場所を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為

第16条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者及び事業者の協議により定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

重要事項説明書

＜令和 6 年 4 月 1 日現在＞

1. 事業者(法人)の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	株式会社太寿
代表者名	代表取締役 山口 洋
所在地・連絡先	(住所) 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-6-3 新宿国際ビルディング新館 4 階 電話：03-5989-0565

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	若葉の丘デイサービスセンター
所在地・連絡先	(住所) 千葉県千葉市若葉区小倉町 1763 番地 12 (電話) 043-234-7886 (FAX) 043-234-7882
サービスの種類	通所介護、 介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業 通所介護相当サービス
事業所番号	1270403387
管理者の氏名	林 忍

(2) 事業所の職員体制

従業者職種	人数 (人)	区分(人)		常勤換算後 の人数	職務の内容
		常勤	非常勤		
管理者	1	1	0	1.0	従業者及び業務の管理を行い、必要な指揮命令を行う。
生活相談員	1	1	0	1.0	通所介護計画の作成、内容の説明及び、実施状況の把握を行う。
看護職員	1	1	0	0.2	看護業務を行う。
機能訓練指導員	1	1	0	0.2	介護業務及び身体機能の減退を防止するための訓練をおこなう。

介護職員	7	2	5	4.5	通所介護計画に沿ったサービスを提供する。
------	---	---	---	-----	----------------------

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	千葉市
---------	-----

(4) 営業日

営 業 日	月曜日から金曜日
営 業 時 間	8:30 ～ 17:30
営 業 し な い 日	土曜日・日曜日、1月1日から3日

(5) 設備の概要

定員	30 名	静養室	1 室
食堂兼機能訓練室	1 室 145.19 m ²	相談室	1 室
浴室	あり 1 室(一般浴、介護浴)	機能訓練器具	1 台
		送迎車	1 台

3. サービスの内容

- ①送迎・・・ご自宅から当事業所まで、お車で送迎します。車椅子での乗車も可能です。
- ②食事・・・昼食の提供をさせていただきます。食事の加工(きざみ等)もできます。
- ③機能訓練・・・身体の機能改善を目的として、リハビリメニューを用意しております。
- ④入浴介助・・・希望により、入浴介助サービスを行います。
- ⑤生活相談・・・日常生活での介護に関わる相談、助言をします。
- ⑥口腔ケア・・・嚥下体操や口腔マッサージ、ブラッシング等を提供させていただきます。

※施設利用にあたっての留意事項

- ・送迎時間の連絡・・・サービス開始前に時間と乗車場所の確認をいたします。交通事情等により予定時間に遅延する場合がございます。
- ・体調確認・・・事業所来所時、健康チェックを行います。その他、随時様子観察を行い、体調が悪い場合は、家族に連絡いたします。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更・・・以下の場合には、利用者又は家族に連絡の上、サービスを中止又は変更する場合がございます。
 - ア. 風邪、疾病等によりサービスを継続することが困難なとき。
 - イ. 体調が悪くサービスを継続することが困難なとき。
 - ウ. 天候不良または災害等によりサービスの実施が困難なとき。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として下記の料金の1割又は2割又は3割です。詳細は下記料金表を確認下さい。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

また、当事業所が加算の届出を行った場合には、届出分類に応じて加算した金額が利用料となります。算定要件を満たした場合のみ、基本料金に加算されます。

①通所介護（要介護1～5の方）の場合

1単位＝10.68円

項目		単位数/回	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
(1)所要時間 3時間以上 4時間未満の場合	(一)要介護1	370	396	791	1,186
	(二)要介護2	423	452	904	1,356
	(三)要介護3	479	512	1,023	1,535
	(四)要介護4	533	570	1,139	1,708
	(五)要介護5	588	628	1,256	1,884
(2)所要時間 4時間以上 5時間未満の場合	(一)要介護1	388	415	829	1,243
	(二)要介護2	444	475	949	1,423
	(三)要介護3	502	537	1,073	1,609
	(四)要介護4	560	598	1,196	1,794
	(五)要介護5	617	659	1,318	1,977
(3)所要時間 5時間以上 6時間未満の場合	(一)要介護1	570	609	1,218	1,827
	(二)要介護2	673	719	1,438	2,157
	(三)要介護3	777	830	1,660	2,490
	(四)要介護4	880	940	1,880	2,820
	(五)要介護5	984	1,051	2,102	3,153
(4)所要時間 6時間以上 7時間未満の場合	(一)要介護1	584	624	1,248	1,872
	(二)要介護2	689	736	1,472	2,208
	(三)要介護3	796	851	1,701	2,551
	(四)要介護4	901	963	1,925	2,887
	(五)要介護5	1,008	1,077	2,153	3,230
(5)所要時間 7時間以上 8時間未満の場合	(一)要介護1	658	703	1,406	2,109
	(二)要介護2	777	830	1,660	2,490
	(三)要介護3	900	962	1,923	2,884
	(四)要介護4	1,023	1,093	2,185	3,278
	(五)要介護5	1,148	1,226	2,452	3,678
(6)所要時間 8時間以上 9時間未満の場合	(一)要介護1	669	715	1,429	2,144
	(二)要介護2	791	845	1,690	2,535
	(三)要介護3	915	978	1,955	2,932
	(四)要介護4	1,041	1,112	2,224	3,336
	(五)要介護5	1,168	1,248	2,495	3,743

④通所介護相当サービス、生活援助型訪問サービス 加算

1単位

新利用者負担額（円）

	加算要件	新単位数	1 割	2 割	3 割
☐ 入浴介助加算（Ⅰ）	/日	40	41	81	122
☐ 入浴介助加算（Ⅱ）	/日	55	56	112	168
☐ 中重度者ケア体制加算	/日	45	46	92	137
☐ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	/月	100	102	203	305
☐ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	/月	200	203	406	609
☐ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	/日	56	57	114	171
☐ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	/日	76	77	154	231
☐ 個別機能訓練加算（Ⅱ）	/日	20	21	41	61
☐ A D L 維持等加算（Ⅰ）	/月	30	31	61	92
☐ A D L 維持等加算（Ⅱ）	/月	60	61	122	183
☐ 認知症加算	/月	60	61	122	183
☐ 若年性認知症利用者受入加算	/月	60	61	122	183
☐ 栄養アセスメント加算	/月	50	51	102	153
☐ 栄養改善加算	/回	200	203	406	609
☐ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	/回	20	21	41	61
☐ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	/回	5	5	10	15
☐ 口腔機能向上加算（Ⅰ）	/回	150	153	305	457
☐ 口腔機能向上加算（Ⅱ）	/回	160	163	325	487
☐ 科学的介護推進体制加算	/月	40	41	81	122
☐ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	/回	22	23	45	67
☐ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	/回	18	19	37	55
☐ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	/回	6	6	12	18
☐ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	利用単位数に 1.2% 乗じた金額				
☐ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	利用単位数に 1.0% 乗じた金額				
☐ 介護職員等ベースアップ等支援加算	利用単位数に 1.1% 乗じた金額				
☐ 同一建物減算	/日	△ 94	△ 96	△ 191	△ 286
☐ 送迎なし減算	/片道	△ 47	△ 48	△ 96	△ 143
☐ 業務継続計画未策定事業所減算 ※ 3	利用単位数から 1% 減じた金額				
☐ 高齢者虐待防止措置未実施減算	利用単位数から 1% 減じた金額				

項目		単位	利用者負担額(円)		
			1 割	2 割	3 割
☐ 生活機能向上グループ加算		100 /月	107	214	321
☐ 生活機能向上グループ加算		225 /月	241	481	721
☐ 運動器機能向上加算		240 /月	257	513	769
☐ ☐ 若年性認知症利用者受入加算		50 /月	54	107	161
栄養アセスメント加算		200 /月	214	428	641
☐ 栄養改善加算		150 /月	161	321	481
☐ 口腔機能向上加算(Ⅰ)		160 /月	171	342	513
☐ 口腔機能向上加算(Ⅱ)		480 /月	513	1,026	1,538
☐ 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)		700 /月	748	1,496	2,243
☐ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)		120 /月	129	257	385
☐ 事業所評価加算	要支援 1	88 /月	94	188	282
☐ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援 2	176 /月	188	376	564
☐ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援 1	72 /月	77	154	231
☐ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援 2	144 /月	154	308	462
☐ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援 1	24 /月	26	52	77
☐ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援 2	48 /月	52	103	154
☐ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 /月	107	214	321
☐ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		200 /月	214	428	641
☐ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		20 /回	22	43	64
☐ 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		5 /回	6	11	16
☐ 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		40 /月	43	86	129
☐ 科学的介護推進体制加算		利用単位数に 5.9%乗じた金額			
☐ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		利用単位数に 4.3%乗じた金額			
☐ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		利用単位数に 2.3%乗じた金額			
☐ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(Ⅲ)に 90%を乗じた金額			
☐ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(Ⅲ)に 80%を乗じた金額			

☐ 介護職員処遇改善加算(V)	利用単位数に 1.2%乗じた金額				
☐ 介護職員等特定処遇改善加算(I)	利用単位数に 1.0%乗じた金額				
☐ 介護職員等特定処遇改善加算(II)	利用単位数に 1.1%乗じた金額				
☐ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ☐ 同一建物減算	要支援 1	△376 /月	△402	△803	△1,205
	要支援 2	△752 /月	△804	△1,607	△2,410

項目	要件
選択的サービス複数実施加算(I)	・運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上のうち、(I)2種類のサービスを実施していること。 ・(II)3種類のサービスを実施していること。 ・利用者がサービス提供を受けた日において、選択的サービスを行っていること。 ・利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上実施
選択的サービス複数実施加算(II)	
事業所評価加算	利用者数 10人以上で選択的サービス実施率 60%以上

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の基本料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) その他利用料

- ・昼食代 1食あたり 820 円(おやつ・飲み物代 100 円含む)(非課税)
- ・おむつ代 200 円(非課税)
- ・レクリエーション参加費用(実費)

(3) 交通費

サービスに要した交通費は原則、無料とします。

(4) 利用料金のお支払い方法

当月分の利用料は、翌月 20 日までに請求書を発行いたしますので、翌々月 5 日に指定口座より振替させていただきます。尚、その他のお支払い方法をご希望される場合は、管理者までご相談下さい。

5. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

株式会社太寿が開設する通所介護及び通所介護相当サービス事業所「若葉の丘デイサービスセンター」は、要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、事業所の介護職員等が適正な通所介護及び通所介護相当サービスを提供することにより、高齢者が在宅において健康的な生活を送ることができるよう支援することを目的とする。

(2) 運営方針

「ハリ」と「リズム」のある日常生活の提供並びに、ゆったりとした安全な環境をつくり、住み慣れた場所での生活を継続するため、利用者個々の力強いサポーターとなります。

(3) その他

事 項	内 容
通所介護計画の作成 及び事後評価	当事業所の生活相談員が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。
従 業 員 研 修	年 12 回、事業所内の研修を行っています。

6. 緊急時又は事故発生時の対応

事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとします。

主治医	病院名	
	医師名	
	所在地	
	電話番号	
御家族(1)	氏名(続柄)	
	住 所	
	電話番号	
御家族(2)	氏名(続柄)	
	住 所	
	電話番号	
ケアマネ		

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所利用者相談・苦情担当

電話番号 : 043-234-7886

相談担当及び解決責任者: 林 忍 (管理者)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

① 千葉市 介護保険課 043-245-5062

② 千葉県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口 043-254-7409

8. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

個人情報使用同意書

在宅におけるより良い生活援助と自立支援を実現するため、私(利用者)及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおりの必要最小限の範囲内で、事業所が使用することに同意します。

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供

2. 情報提供先

- (1) ご利用される介護保険事業所
- (2) 受診される医療機関
- (3) その他、情報共有が必要と両者が認めた事業者

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 個人情報使用に際し、留意する事項

個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう、注意を払います。

<肖像権について>

当社の、ホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などにおいて、利用者の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。

使用につきまして以下に○をご記入下さい。

同意する

同意しない

当事業者は、利用契約書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護及び通所介護相当サービスの内容及び重要事項の説明をしました。

この契約の成立を証する為、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印して各一通を保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 住所 東京都新宿区西新宿 6-6-3
新宿国際ビルディング新館 4 階
法人名 株式会社 太寿
事業所住所 千葉県若葉区小倉町 1763 番地 12
事業者名 若葉の丘デイサービスセンター
(事業所番号) 1270403387
代表者名 管理者 林 忍 印

説明者 職 名
氏 名 印

(説明者は、記名押印 又は 署名(署名の場合押印不要)を行う)

上記内容の説明を受け、了承致しました。

私は、通所介護及び通所介護相当サービスの内容及び重要事項の説明を受け、この利用契約書に基づく通所介護及び通所介護相当サービスの利用を申し込みます。また事業所が、私及び家族等の個人情報を使用することに同意します。

利用者 住 所
氏 名 印

御家族 住 所
氏 名 (続柄) 印

御家族 住 所
(代筆者) 氏 名 (続柄) 印